

番号法等一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止される（廃止後も最長1年間は有効）

被保険者証廃止後の対応

マイナ保険証の利用あり ⇒ 被保険者資格などを簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」を異動時などに発行する。	※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできない。																						
マイナ保険証の利用なし ⇒ 被保険者資格を確認する「資格確認書」を発行	※従来の被保険者証と同様のカード型の証明書で、「資格確認書」のみで医療機関を受診できる。																						

○資格確認書と高齢受給者証の一体化（資格確認書に70歳以上の方の負担割合を明示）

	令和6年度								令和7年度												令和8年度				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
被保険者証					R6.12.1 発行最終								R7.7.31 有効期限												
資格情報お知らせ				R6.12.2 発行開始	資格異動時に随時発行							一斉発送	資格異動時に随時発行												
資格確認書				R6.12.2 発行開始	随時発行(有効期限R7.7.31)							一斉更新	随時発行(有効期限R8.7.31)												
高齢受給者証	随時発行(有効期限R7.7.31)												資格確認書と一体化												

※新規で資格確認書を発行する人は高齢受給者証と一体化（予定）